

組合員の皆様へ

平成20年1月から

貸付事業

物資事業

貸付金利率(特例)・物資事業の割賦手数料率が上がります！

共済組合の貸付事業・物資事業に係る組合員への貸付けは、年金の原資である長期給付積立金を管理・運用する預託金管理経理から借り入れた資金により行われています。

このたび、預託金管理経理の余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合の利率の特例が見直されたことに伴い、貸付事業の特例利率及び物資事業の割賦手数料率が引き上げられることとなりました。

(貸付事業)

共済組合の貸付事業に係る組合員への貸付金利率は、原則年3.46%(住宅貸付等の場合)ですが、長期給付事業の財政の安定に配慮して、現在年2.26%(災害貸付年1.88%、介護住宅年2.0%)の特例利率が適用されています。

しかしながら、現在進められております被用者年金の一元化により、これまで共済組合の独自資金であった長期給付積立金は、今後厚生年金の積立金と共通の財源として位置づけられ、共通ルールに基づく管理・運用を行うこととされたことから、預託金管理経理の余裕金を貸付経理等へ貸し付けを行う場合の利率が引き上げられました。

また、共済組合の貸付金利と市中金利との乖離の是正を図ることから、共済組合の貸付事業に係る組合員への貸付金利率が引き上げられることとなります。

現在、特例利率年2.26%(住宅貸付等の場合)となっておりますが、今後は財政融資資金利率(注)に応じた組合員貸付金利率(特例利率等)になります。これにより、組合員貸付金利率(特例利率等)は、財政融資資金利率が年2.20%以下であれば、平成20年1月1日から平成20年6月30日の間は年2.46%、財政融資資金利率が年2.40%以下であれば、平成20年7月1日から平成21年6月30日の間は年2.66%になります。

なお、財政融資資金利率が一定の率を上回る場合、財政融資資金利率の金利に応じた変動金利により貸付利率が設定されることとなります。詳しくはこのホームページの福祉事業をご覧ください。また、不明な点は共済組合の貸付担当にお尋ねください。

(物資事業)

物資事業の割賦手数料率は、財政融資資金利率に応じて年 3.5%、年 3.0%、年 2.5%の 3 段階が規定されています。しかし、平成 20 年 1 月 1 日から年 3.5%、年 3.0%の 2 段階になり、物資事業の割賦手数料率が引き上げられます。

ただし、財政融資資金利率が年 2.25%以下である場合は、経過措置として平成 20 年 6 月 30 日までの間、現行どおり年 2.5%の割賦手数料率を適用することとしています。

割賦手数料率の基準表は、このホームページの福祉事業をご覧ください。
また、詳しくは共済組合の物資担当にお尋ねください。

注 財政融資資金利率

国債の市場流通金利を基準として財務大臣が毎月定める利率